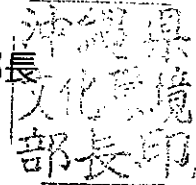


文 整 第 5 9 6 号
平 成 2 1 年 8 月 5 日

産業廃棄物最終処分場設置者 殿

沖縄県文化環境部長



廃石膏ボードから付着している紙を除去したものに関する
最終処分方法の適正化について（通知）

廃石膏ボードから付着している紙を除去したものについては、平成18年6月26日付け文整第511号により、管理型最終処分場における処分への移行に関する周知期間を5年間とし、平成23年5月末まで安定型最終処分場で最終処分が可能な廃棄物として取り扱う旨通知を行ったところです。

しかしながら、平成20年度に県内の安定型最終処分場において、当該廃棄物が原因と考えられる高濃度の硫化水素の発生が確認されました。

そのため、当該廃棄物の安定型最終処分場における最終処分を早急に終了し、管理型最終処分場へ移行する必要があることから、周知期間を平成22年3月31日までとし、平成22年4月1日以降、管理型最終処分場で最終処分を行うことが必要な廃棄物として取り扱うこととしたので通知します。

なお、平成18年6月26日付け文整第511号沖縄県文化環境部長通知通知は廃止します。

参考

（別紙1）廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取り扱い
について（平成18年6月1日環廃産発第060601001号環境省大臣官
房廃棄物・リサイクル対策部長通知）

（別紙2）廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取り扱い
について（平成18年6月26日文整第511号沖縄県文化環境部長通
知）

文整第596号
平成21年8月5日

(社) 沖縄県産業廃棄物協会長 殿

沖縄県文化環境部長



廃石膏ボードから付着している紙を除去したのに関する
最終処分方法の適正化について（通知）

廃棄物行政の推進についてご協力いただき感謝申し上げます。

さて、廃石膏ボードから付着している紙を除去したのものについては、平成18年6月26日付け文整第511号により、管理型最終処分場における処分への移行に関する周知期間を5年間とし、平成23年5月末まで安定型最終処分場で最終処分が可能な廃棄物として取り扱う旨通知を行ったところです。

しかしながら、平成20年度に県内の安定型最終処分場において、当該廃棄物が原因と考えられる高濃度の硫化水素の発生が確認されました。

そのため、当該廃棄物の安定型最終処分場における最終処分を早急に終了し、管理型最終処分場へ移行する必要があることから、周知期間を平成22年3月31日までとし、平成22年4月1日以降、管理型最終処分場で最終処分を行うことが必要な廃棄物として取り扱うこととしたので通知します。

については、貴協会会員への周知をお願いします。

参考

(別紙1) 廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取り扱いについて（平成18年6月1日環廃産発第060601001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）

(別紙2) 廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取り扱いについて（平成18年6月26日文整第511号沖縄県文化環境部長通知）

文整第596号
平成21年8月5日

(社) 沖縄県建設業協会 会長 殿

沖縄県文化環境部長



廃石膏ボードから付着している紙を除去したのに関する
最終処分方法の適正化について（通知）

廃棄物行政の推進についてご協力いただき感謝申し上げます。

さて、廃石膏ボードから付着している紙を除去したのものについては、平成18年6月26日付け文整第511号により、管理型最終処分場における処分への移行に関する周知期間を5年間とし、平成23年5月末まで安定型最終処分場で最終処分が可能な廃棄物として取り扱う旨通知を行ったところです。

しかしながら、平成20年度に県内の安定型最終処分場において、当該廃棄物が原因と考えられる高濃度の硫化水素の発生が確認されました。

そのため、当該廃棄物の安定型最終処分場における最終処分を早急に終了し、管理型最終処分場へ移行する必要があることから、周知期間を平成22年3月31日までとし、平成22年4月1日以降、管理型最終処分場で最終処分を行うことが必要な廃棄物として取り扱うこととしたので通知します。

については、貴協会会員への周知をお願いします。

参考

(別紙1) 廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取り扱いについて（平成18年6月1日環廃産発第060601001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）

(別紙2) 廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取り扱いについて（平成18年6月26日文整第511号沖縄県文化環境部長通知）

文 整 第 5 9 6 号
平成21年8月5日

各市町村長 殿

沖縄県文化環境部長



廃石膏ボードから付着している紙を除去したものに
最終処分方法の適正化について

廃石膏ボードから付着している紙を除去したものについては、平成18年6月26日付け文整第511号により、管理型最終処分場における処分への移行に関する周知期間を5年間とし、平成23年5月末まで安定型最終処分場で最終処分が可能な廃棄物として取り扱う旨通知を行ったところです。

しかしながら、平成20年度に県内の安定型最終処分場において、当該廃棄物が原因と考えられる高濃度の硫化水素の発生が確認されました。

そのため、当該廃棄物の安定型最終処分場における最終処分を早急に終了し、管理型最終処分場へ移行する必要があることから、周知期間を平成22年3月31日までとし、平成22年4月1日以降、管理型最終処分場で最終処分が必要な廃棄物として取り扱うこととしました。

については、本通知を貴下関係機関等に周知いただくとともに、平成22年4月1日以降、貴自治体が発注する工事において発生する当該廃棄物については、管理型処分場で最終処分が必要な廃棄物として取り扱っていただくようお願い申し上げます。

参考

(別紙1) 廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取り扱い
について (平成18年6月1日環廃産発第060601001号環境省大臣官
房廃棄物・リサイクル対策部長通知)

(別紙2) 廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取り扱い
について (平成18年6月26日文整第511号沖縄県文化環境部長通
知)